

論点1: 自治会長等の地域団体役員 の 兼務に関する基準の明確化

【関連条項】

- 第3条第1項第1号「市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」
- 第5条(関係企業に対する議員の措置)「(前略)市が行う公共事業等の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約等の契約行為について、(中略)議員が実質的に経営に関与する企業がその契約を辞退するよう努めなければならない。」

【問題点・課題点】現在の条例には、議員が自治会や町内会といった「地域団体」の役員(会長等)を兼務することについての明確な規定が存在しません。

【改正の方向性】

第3条の例外規定の追加:「ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体(自治会等)の役員に就任し、その活動を行うこと自体は、本条に定める不正の疑惑を持たれる行為とはみなさない。」

除外規定の確認(新設または運用規則の徹底):「議員は、自身が役員を務める地域団体に対し、直接的に個別の利益をもたらす議案や請願・陳情の審査においては、地方自治法第117条の趣旨に則り、除外の対象となることを自覚し慎重に行動しなければならない。」

論点2: 審査会の委員構成(第三者の関与による透明性の確保)

【関連条項】

- 第8条第2項「審査会の委員は、7人とし、議員の中から議長が任命する。」

【問題点・課題点】現在、和光市議会の審査会は議員のみで構成されています。そのため、身内への調査ではないかという市民からの疑念を持たれかねません。学術的な指摘として、駒林良則氏(立命館大学法学部教授)の論文「議員政治倫理条例の検討」(立命館法学 2023年2号)において、以下の点が挙げられています。

- 審査会に議員が参加することは議会の自浄作用を体現する一方で、審査会の公正さを求める観点からすると、対象議員との関係で恣意的な運営となる可能性が捨てきれない。

【改正の方向性】客観性と専門性を担保し、市民からの信頼を向上させるため、条例を改正して審査会に第三者を関与させる仕組みへと見直します。

- 規定案のイメージ(第三者機関化):客観性と専門性を担保するため、条例を改正し、審査会を「外部有識者(弁護士や学者)で構成する」形で行うことが考えられます。駒林氏の論文においても、公正な運営を確保するため「政治倫理審査会は第三者のみで構成することが望ましい」と提言されています。

2026年3月25日

和光・まちづくり市民の会

和光市議会議員政治倫理条例改正案

近年、地方議会においては、議員の不適切行為が社会的に大きく取り上げられるなど、市民からの信頼確保がこれまで以上に求められている。また、政治倫理審査制度については、議員のみで構成される審査体制では公平性や客観性への懸念が指摘されており、外部有識者を含めた審査体制を整備する自治体も増えている。さらに、議員と職員との関係において、不当な働きかけやハラスメントの問題が全国の自治体で課題となっている。

こうした状況を踏まえ、政治倫理審査制度の透明性と実効性を高めるとともに、市議会に対する市民の信頼を一層高めることを目的として、次の事項について条例の一部改正を提案する。

【改正内容（案）】

- (1) 市職員への不当要求や過度な働きかけを防止するため、職務執行を妨げる行為の禁止を明確化する。
- (2) ハラスメント行為の禁止を明文化する。
- (3) 憲法に定める信教の自由及び政教分離の原則を尊重し、公務において宗教的活動と誤解を招くおそれのある行為を慎む旨を明文化する。
- (4) 市民による調査請求権の要件を一部緩和する。
- (5) 政治倫理審査会について、審査の公平性及び客観性を高めるため、学識経験者等の外部委員を含めた構成とする。
- (6) 政治倫理基準違反に対する措置（警告、謝罪勧告、辞職勧告、違反事実の公表）を明確化する。

改正後（下線：変更箇所）	改正前
<p>（第3条第1項） 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 政治活動に関し、企業及び団体等からの政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付行為等を受けてはならないこと。その後援団体についても同様とすること。</p> <p>(3) 市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、又は紹介をするなど有利な取り計らいをしないこと。</p>	<p>（第3条第1項） 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 政治活動に関し、企業及び団体等からの政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付行為等を受けてはならないこと。その後援団体についても同様とすること。</p> <p>(3) 市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、又は紹介をするなど有利な取り計らいをしないこと。</p>

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げる不当又は過度な要求若しくは働きかけを行い、又はその地位若しくは権限による影響力を不正に行使しないこと。

(5) 市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。

(6) 市職員その他市政に関係する者に対し、その地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗、中傷、風説の流布その他の行為により人権を侵害し、又は不快にさせる行為を行ってはならない。

(7) 憲法に定める信教の自由及び政教分離の原則を尊重し、公務において特定の宗教団体を支援し、又は宗教的活動と誤解されるおそれのある行為を行わないよう努めなければならない。

(第7条)

市民は、議員が第3条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面に、議員3人以上の調査の請求に同意する旨の書面又は市民100人以上の市民の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。

(第8条第2項)

審査会の委員は、7人とし、議員及び学識経験者その他識見を有する者の中から議長が任命する。ただし、委員のうち2人以上は議員以外の者とする。

(第11条)

議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、違反の内容及び程度を踏まえ、次の措置を講ずることができる。

(1) 文書による警告

(2) 公開の場における謝罪の勧告

(3) 辞職の勧告

(4) 違反事実の公表

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。

(第7条)

市民は、議員が第3条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面に、議員3人以上の調査の請求に同意する旨の書面又は市民の総数の100分の1以上の市民の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。

(第8条第2項)

審査会の委員は、7人とし、議員の中から議長が任命する。

(第11条)

議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

和光市議会議員政治倫理条例 改正案

和光市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

（目的規定の明確化）

第1条（改正）

この条例は、和光市議会議員が市民全体の代表としての使命を自覚し、議会に対する市民の信頼を確保するため、政治倫理に関する基準及び手続を定め、議員の行為の透明性及び説明責任を確保することを目的とする。

（定義の追加）

第2条（新設） 定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 **「利益相反」**とは、議員の私的利益と公的職務が抵触し、議員の判断の公正性に疑念を生じさせるおそれのある状態をいう。
- 2 **「寄附等」**とは、議員がその地位を利用して行う金銭、物品その他の利益の供与又は受領をいう。
- 3 **「政治倫理審査会」**とは、第〇条に基づき設置される議会附属機関をいう。

（政治倫理基準の具体化）

第3条（改正） 政治倫理基準

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- 1 市民全体の利益を最優先し、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- 2 職務上の地位を利用して、自己又は第三者の利益を図る行為をしてはならないこと。
- 3 寄附、あっせん、口利きその他の不当な影響力の行使を行ってはならないこと。
- 4 利益相反の状況を認識したときは、速やかに申告し、必要な措置をとること。
- 5 政治倫理審査会の調査に誠実に協力し、虚偽の報告、資料の隠ぺいその他調査を妨げる行為をしてはならないこと。
- 6 市民に対し、説明責任を果たすよう努めること。

(誓約書の提出)

第6条 (改正)

- 1 議員は、議員の就任に際し、別に定める様式による誓約書を議長に提出しなければならない。
- 2 議員は、毎年1回、政治倫理基準の遵守に関する誓約を更新しなければならない。
- 3 誓約書には、住所その他の不必要な個人情報を記載させてはならない。

(市民による調査請求の合理化)

第7条 (改正) 市民の調査請求

- 1 選挙権を有する者50人以上の連署により、議員の行為が政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、文書により調査を請求することができる。
- 2 調査請求は、電子署名その他条例で定める方法により行うことができる。
- 3 議長は、請求があったときは、速やかに政治倫理審査会に付議しなければならない。

(政治倫理審査会の独立性強化)

第8条 (改正) 政治倫理審査会の設置

- 1 議会に、政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、次に掲げる者5人以内をもって組織する。
 - (1) 弁護士
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公認会計士その他の専門的知識を有する者
 - (4) 議員(1人以内)
- 3 委員は、議長が議会の同意を得て任命する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員は、審査の独立性を損なうおそれのある利害関係を有してはならない。

(審査手続の透明化)

第9条 (改正) 審査手続

- 1 審査会は、調査請求に基づき、必要な調査を行う。
- 2 審査会は、調査の経過及び結果について、理由を付して議長に報告しなければならない。
- 3 審査会の会議は公開を原則とし、非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 審査会は、議事録を作成し、非公開部分を除き公表しなければならない。

(調査結果の公表強化)

第10条(改正) 調査結果の公表

- 1 議長は、審査会から報告を受けたときは、その調査結果を速やかに公表しなければならない。
- 2 公表は、市議会の掲示場及び市議会ウェブサイトにおいて行うものとする。
- 3 公表期間は、原則として5年間とする。

(利益相反申告制度の創設)

第11条(新設) 利益相反の申告

- 1 議員は、議案の審査又は採決に関し、利益相反の状況があると認めるときは、その旨を議長に申告しなければならない。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、当該議員に対し、審議又は採決への不参加を求めることができる。
- 3 利益相反の申告内容は、議会ウェブサイトにおいて公表する。

(倫理研修の義務化)

第12条(新設) 倫理研修

- 1 議員は、毎年1回以上、政治倫理に関する研修を受講しなければならない。
- 2 議長は、研修の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(年次報告制度)

第13条(新設) 政治倫理制度の運用報告

議長は、毎年度、政治倫理制度の運用状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

附則(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、審査会委員の任命その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

和光市議会議員政治倫理審査会条例の主な問題点

会派 緑風会

1, 審査会メンバーが全員議員

条例第 8 条 2 項

2, 議長が審査会の委員を任命

3, 審査会の調査権限が弱い

4, 審査会の結論に拘束力がない

条例第 11 条

5, 市民請求のハードルが高すぎる

条例第 7 条

6, 審査会の公開規定が曖昧で、非公開にしやすい

条例第 8 条 4 項

7, 秘密会の扱いが曖昧で、審査会が調査しにくい

8, 処分内容が条例に明記されていない

条文	問題点
<p>○和光市議会議員政治倫理条例 平成14年12月9日 条例第36号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、和光市議会議員(以下「議員」という。)が、<u>市民の厳粛な信託を受けた全体の奉仕者としての自覚に立ち、自らの人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>注：<u>地方自治法第八十九条「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」</u></p> <p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p>参照：<u>地方自治法第八十九条</u> <u>「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」</u></p> <p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を<u>遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損なうような一切の行為を慎み、その</u></p>	<p>※条文の用語自体が曖昧、抽象、恣意的解釈の余地あり。</p> <p>例：人格、倫理、品位、疑惑、おそれ、道義的批判。</p> <p>※倫理自体も定義でき得ないと判断する。</p> <p>※他法令により具体的に規定されている事項がある。</p> <p>※「利益を図ること」の内容が曖昧</p> <p>※</p> <p>※議員に関して地方自治法で規定された。</p> <p>※参照条文：地方自治法</p> <p>※曖昧な規定を基準として遵守を求めている。</p> <p>※人格と倫理の向上の内容が不</p>

職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 政治活動に関し、企業及び団体等からの政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付行為等を受けてはならないこと。その後援団体についても同様とすること。

(3) 市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、又は紹介をするなど有利な取り計らいをしないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。

2 議員は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとして疑惑を持たれ、道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する義務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

(1) 第3条第1項第3号に規定する公共工事、業務委託等の推薦又は紹介の依頼

(2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼

(3) 道義的な批判を受けるおそれのある寄付行為

(4) 飲食の供与その他社会通念上疑惑を持たれるお

明。人格と品位の違いが不明。

※疑惑、おそれ、曖昧表現である。

いずれも主観的な判断が入る。

※等について定義がされておらず不明。

※政治的、道義的の内容が不明であり、客観性に欠ける。

※議員が関係する団体等に関係する一般質問において、便益を図る発言の取扱いの問題が生じる。

(一般論での質問かどうか判断に困難さが伴う可能性。正当な利益との違い。)

そのある行為

(関係企業に対する議員の措置)

第 5 条 議員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように市が行う公共事業等の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約等の契約行為について、議員の配偶者、議員の 2 親等以内の親族若しくは議員と同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に関与する企業がその契約を辞退するよう努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員が、その経営方針に関与している企業
- (2) 議員が、資本金その他これに準ずるものの 5 分の 1 以上を出資している企業
- (3) 議員が、報酬を定期的に受領している企業

(誓約書の提出)

第 6 条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日から 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

(市民の調査請求権)

第 7 条 市民(法第 18 条に定める選挙権を有する者に限る。以下この条において同じ。)は、議員が第 3 条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面に、議員 3 人以上の調査の請求に同意する旨の書面又は市民の総数の 100 分の 1 以上の市民の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条の規定による市民の調査の請求を受けたときは、10日以内に和光市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、これにその審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員は、7人とし、議員の中から議長が任命する。

3 委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、公開することに支障があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て公開しないことができる。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

(審査会の調査)

第9条 審査会は、第8条第1項の規定により調査を付託されたときは、当該事案の存否の調査を行い、当該調査を付託された日の翌日から起算して60日以内に調査結果の報告書を議長に提出しなければならない。ただし、審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を延長することができる。

2 審査会は、前項の調査を行うため当該議員その他関係者に対し、事情聴取することができる。

(請求内容の通知及び公表)

第10条 議長は、前条第1項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知し、併せてこれを公表しなければならない。

注：和光市議会議員政治倫理審査会は、議会に設置されるものではなく、議長において設置されることでは正当性に欠ける。

⇒議会に設置しないと、議長の私的な審査会となる。

注：請求する文書の扱いに関して、公開、非公開について条例上規定されていない。公開された場合の被議員の名誉の保持、回復が規定されていない。

※審査会の委員に、中立、学識乃至は法曹の専門家を入れるべき。

※審査会はこの航海については、非議員の人権、名誉の観点から再考すべき。

※「政治的」の内容が曖昧。

※明らかな間違いであり、見直す必要がある。公表についての手続き規定を設ける必要がある。

<p>(審査結果の尊重)</p> <p>第 11 条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、<u>議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(議員の協力義務)</p> <p>第 12 条 議員は、審査会の要請があるときは、その会議に出席して意見を述べ、又は関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>注：明らかな間違い。請求内容を公表することは、先の被議員の名誉保持、回復に重大な影響を与えることが想定される。</p> <p>※「必要な措置」の規定がない。基準が曖昧である。(再掲)</p> <p>注：疑惑、おそれという曖昧な定めであり、明確な規定がないことに対しては、極めて恣意的な判断を招くおそれがある。</p> <p>※調査権について、当否の検討。</p> <p>注：「議員」の定義が規定されていない。出席要請であり、出席の手続き規定がない。</p>
--	---